

# 島本町産前・産後ヘルパー派遣事業のご案内

妊産婦が、体調不良により家事・育児を行うことが難しく、親族等の支援が受けられない方へ、ホームヘルパーを派遣し、家事・育児を援助します。

## 利用できる人

島本町に住所がある母子健康手帳の交付をうけてから出産後1年までの妊産婦のいる世帯で、次の①もしくは②に当てはまる方

- ①体調不良により家事・育児を行うことが難しく、親族等の支援が受けられない方
- ②多胎児を妊娠中もしくは出産した方

## サポートの内容

※いずれも、対象の妊産婦が居るところで行います。(買い物を除く)

- 【家事】 調理と後片付け、衣類の洗濯、家の掃除と整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事
- 【育児】 授乳、おむつ交換、沐浴介助、健診・通院の付添い(対象児・きょうだい・利用者)、保育所・幼稚園送迎の付添い・生活必需品の買い物の付添い・町関係機関の各手続の付添い、きょうだいの世話、その他必要な育児援助

## 利用曜日・時間・回数

- 曜日：祝日を除く月曜日～金曜日(12月29日から1月3日は利用できません)
- 時間：午前9時から午後5時まで
- 回数：1回2時間以内で10回まで(ただし、多胎児の妊娠・出産の場合等は20回まで使えます)

## 利用料

利用の時間数に応じて支払が必要です。

世帯の収入	最初の1時間	以降30分ごと
下の2つ以外の世帯	500円	250円
生計中心者の方の市町村民税所得割が非課税の世帯	200円	100円
生活保護世帯又は生計中心者の方の市町村民税所得割が非課税のひとり親世帯	0円	0円

※4～6月に手続きをされる場合は、前年度の課税状況により判断します。

## 実施主体

島本町の事業として実施しますが、実施自体はヘルパー派遣事業者に委託しています。ヘルパーは介護や保育士等の資格を持っている又は子育てに関する研修を受講していて、産前・産後ヘルパーとしての研修を受けています。

## 利用方法

①利用の申請 ※申請は利用のご希望者のみ受け付けます。

↓・すこやか推進課の窓口や訪問等で申請を受け付けます。

②利用の決定

- ↓・すこやか推進課の審査により利用決定し、産前・産後ヘルパー派遣承認通知書を
- ↓ 送付します。
- ↓・利用承認期間は決定日より6か月です。(対象者は承認期間の延長も可能です。)
- ↓・審査の結果、利用できる人に該当しない場合は、産前・産後ヘルパー派遣不承認
- ↓ 通知書を送付します。

③利用の調整

- ↓・すこやか推進課からヘルパー派遣事業者に依頼します。
- ↓・ヘルパー派遣事業者から連絡があり利用調整を行います。

④利用の開始

- ・利用料は直接ヘルパー派遣事業者へお支払いください。



令和8年7月～

## お願い

- 中止または予定日・時間の変更は、利用日の1営業日前の午後5時までヘルパー派遣事業者への連絡をお願いします。連絡が無く、派遣を受けなかった場合は所定のキャンセル料の支払いが必要になります。
- 利用の際は、承認後に発行する「利用台帳」を手元にご用意いただきヘルパー派遣事業所から利用の記録を受けてください。利用承認期間、利用承認回数を超えた場合、島本町産前・産後ヘルパー派遣事業の利用とはならず、全額自己負担になる場合があります。
- 妊産婦の方は、必ず在宅・同行をお願いします。この事業は保育のための事業ではありませんので、子どもとヘルパーだけの状況での援助はできません。
- 利用の手続きをされる時に、町に市町村民税所得割の課税額が確認できない状態にある方（最近転居をされた方や税の申告をされていない方等）には、別に課税証明書の提出をお願いします場合があります。
- 島本町産前・産後ヘルパー派遣申請書に緊急連絡先として記載した人に、緊急時に町やヘルパー派遣事業者から連絡がある可能性があることを伝えていただくようお願いします。
- 仕事を始められた場合は体調が良くなったと判断ができるため、利用ができません。仕事を始める場合は、すこやか推進課に連絡をお願いします。

## Q&A

Q 調理は家族分の食事を作ってもらえるのですか？

A 調理は派遣当日の家族分（2～3品）の食事を作ってもらうことは可能です。

Q ヘルパーさんに電車を使った通院に同行してもらいたいのですが、交通費はどうなりますか？また、途中でお昼を摂る場合、食事代はどうなりますか？

A 交通費は利用者の負担ですので、ヘルパー分の切符も買ってください。食事をとった場合は、原則としてヘルパーの分はヘルパーが支払います。

Q 2人のヘルパーさんの派遣は受けられますか？

A 原則として、受けることはできません。

Q 派遣されるヘルパーは毎回同じですか？

A 派遣されるヘルパーは交代することがあります。詳しくはヘルパー派遣事業者を確認してください。

Q 通院に自動車を使っていますが、車に同乗して同行してもらえますか？

A ヘルパーは、利用される方の運転する車に同乗することはできません。タクシーや公共交通機関の利用をご検討ください。

Q 同じ日に複数回の利用はできますか？

A その分負担が増えるとともに、利用回数が減ってしまいますが、それでもよければ可能です。

Q 双子を出産予定ですが、出産前でも20回まで利用できますか？

A 双子のように、一度に2人以上の子どもを妊娠・出産された場合、通常10回までのところ、最大で20回までご利用いただけます。

Q きょうだいインフルエンザにかかっていますが、利用できますか？

A 同居されている方のうち、どなたかが感染症にかかっているなどの場合は、利用していただけません。（例えば、普段は勤務に出ている夫が感染症で休んでいる場合なども含みます。）

Q 突然産気づいて病院に運ばれ、ほかに連絡を頼む人もいなかったため、やむなく連絡できないまま利用をキャンセルしましたが、この場合、キャンセル料の支払いが必要ですか？

A キャンセル料の取扱いについては、ヘルパー派遣事業者を確認してください。

Q 育児用品の貸し出しは受けられますか？

A 貸し出しはできません。援助の実施上必要な用品は利用される方がご用意ください。（必要な用品が不足し、安全に援助が実施できない場合、ご用意をお願いする場合があります。ご用意いただけない場合、援助が実施できない場合があります。）

Q ヘルパー派遣事業者を変更することは可能ですか？

A 受け入れ可能状況等により変更は可能ですが、変更を希望する場合はすこやか推進課へご連絡ください。

## 【問合せ先】

手続き先：すこやか推進課 ふれあいセンター内 電話 961-1122

ヘルパー派遣元：島本町社会福祉協議会 ふれあいセンター内 電話 962-5417

株式会社アリスキャリアサービス 大阪市北区梅田 グル・ダイヤル 0120-075-750 電話 06-6344-0250